

# クマタクケアセンター運営規程

## (事業の目的)

第1条 熊本タクシー株式会社が開設する「クマタクケアセンター」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護者又は要支援者(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般のわたる援助をいう。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称:クマタクケアセンター
2. 所在地:熊本市船場町下1-31

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者:1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. サービス提供責任者:4名  
介護福祉士又は1、2級課程修了者  
サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成、利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等サービス内容の管理を行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たる。
3. 訪問介護員等:34名  
2級課程修了者(常勤職員・兼務)  
訪問介護員等は、指定訪問介護事業の提供に当たる。
4. 事務職員  
事務職員は、必要な事務を行う。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。  
ただし営業日、時間外であってもサービスの提供を行う場合がある。  
営業日・時間 月～土曜日 8:30～17:30

## (訪問介護の内容)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

1. 身体介護
2. 生活支援
3. 通院等乗降介助

## (利用料等)

第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月厚生省告示第19号)に規定する額の10%とする。

- 2 法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とし、同利用料の支払いを受けたときは、提供した指定訪問介護[指定介護予防訪問介護]の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
- 3 通院等乗降介助に伴うケアタクシー料金は別表のとおりとする。
- 4 前3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

## (通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、熊本市、上益城郡嘉島町、益城町、下益城郡富合町、合志市、菊池郡菊陽町、鹿本郡植木町の区域とする。

## (緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

## (その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務態勢を整備する。

1. 採用時研修採用後2ヶ月以内
2. 継続研修年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとし、従業者でなくなった場合でも、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、熊本タクシー株式会社と事業所の管理者との基づいて定めるものとする。

## 附則

この規程は、平成13年8月28日から施行する。

平成13年9月25日 第4条3、4、第8条改訂  
平成14年2月25日 第4条3改訂  
平成14年10月15日 第4条2、3改訂  
平成15年3月17日 第4条2、3、第6条改訂  
平成15年4月1日 第6条、第7条2改訂  
平成15年6月20日 第4条2、3改訂  
平成15年8月18日 第4条2、3改訂  
平成16年1月15日 第4条3改訂  
平成16年9月1日 第4条2、3改訂  
平成17年6月1日 第4条2、3改訂  
平成18年3月1日 第4条2、3改訂  
平成18年10月10日 第3条改訂  
平成19年4月1日 第4条2、3改訂  
平成19年5月1日 第4条2改訂  
平成20年4月1日 第4条2改訂、第5条、第7条改訂